

## 令和6年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和6年7月26日（金） 午前10時00分～午前11時20分

場 所：議会棟大会議室

### 1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 5名

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 寺 田 幸 弘 | 秋田大学医学部教授             |
| 齋 藤 和 樹 | 日本赤十字秋田看護大学准教授        |
| 佐 藤 和 人 | 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事 |
| 藤 村 恵 子 | 交通事故被害者御遺族            |
| 山 田 深 幸 | 秋田市市民相談センター所長         |

○秋田県

生活環境部参事、県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、  
雇用労働政策課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、  
総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、  
生活安全企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、  
交通企画課、交通指導課、運転免許センター

### 2 秋田県生活環境部参事あいさつ

国では、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るため、先般の閣議決定により6月15日から犯罪被害者給付金が引き上げられたところであり、被害に遭われた方への経済的支援の充実が着々と進められている。

また県では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全・安心な社会」の実現を目指し、各施策を推進している。

支援のための施策として、県及び市町村に設置されている総合的対応窓口や相談窓口に加え、学校にスクールカウンセラーを配置し体制を強化しているほか、窓口担当者等を対象とした研修を実施し担当者の資質向上を図るなど、犯罪被害者等に適切な支援が行われるように取り組んでいる。

理解促進のための施策として、県内3か所で「犯罪被害を考える日」啓発キャンペーンを行ったほか、11月2日にはあきた芸術劇場ミルハスにおいて「犯罪被害者週間・県民のつどい」を開催予定であり、犯罪被害者が置かれた立場について県民の理解の促進に努めている。

今後とも、国や市町村、警察、支援機関、団体等と連携を図りながら、支援施策を推進していくので、皆様には引き続き御協力をお願いする。

本日の会議では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の令和5年度の支援施策の実施状況等について御審議いただくこととしているので、忌憚のない御意見を願います。

### 3 議 事

#### (1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和5年度実施状況及び評価について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき、令和5年度の実施状況と自己評価等を説明。(略)

|          |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田委員     | 不同意性交等・不同意わいせつについて、令和5年においては増加傾向にあるが、増加の要因は何か。                                                                                                                                                                                                    |
| 捜査第一課    | 昨年7月に刑法の法改正が行われ、これまで構成要件に該当していなかった行為が該当するようになったことや、県警で被害届の即時受理が徹底されてきたこと等が増加の要因だと考えられる。                                                                                                                                                           |
| 寺田委員     | 基準が変わったのであれば、ただし書きを入れないと正しい統計は出せないと思うので、御検討いただければと思う。また、DV・ストーカー等被害に対する避難措置が9件となっているが、この件数で足りているのか。核家族化が進んでいる中で苦勞している母親が多いため、産後ケアを拡充するとともに、周知をもっとするべきだと思う。自発的ではなくても、ハードルを下げて声を上げられるような試みが行われているのかどうか、御見解をお伺いしたい。                                  |
| 地域・家庭福祉課 | 当課では地域で孤立している母や子に対して母子生活支援施設等への入所支援を行っている。生活の困窮や家族からの支援を受けられない母親を対象に支援を行っているため、市や県の福祉事務所に御相談いただきたい。そのような状況の方がいれば、情報をキャッチして入所の支援につなげていきたい。                                                                                                         |
| 人身安全対策課  | DV・ストーカー等被害に対する避難措置について、施設に避難した件数を反映しているが、実際にはすべての事案について親戚や知人宅への一時避難を勧めており、ほとんどの事案では一時避難をしている。どうしても子供の面倒を見なければいけなかったり、介護が必要で避難ができなかったりする場合は、家庭内隔離により再被害を防止しており、一人になれる環境をできるだけ可能にする措置を行っている。万が一そのような措置がとれなければ、警察で現場付近に車で付き、何かあった場合すぐに対応できるようにしている。 |
| 寺田委員     | こういったことに行政が介入するのは非常に御苦勞がかかることだと思う。9件というのは、知人や親戚宅ではなく、お金のかかるホテルに避難させたのが9件ということか。                                                                                                                                                                   |
| 人身安全対策課  | そのとおりである。                                                                                                                                                                                                                                         |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田委員        | <p>被害者支援から少し話が逸れるが、交通事故に関連して意見を申し上げる。我々医療従事者は高齢の患者さんと接する機会が多いが、病院まで何で来たか尋ねると「車で来た」と言われる。「運転は危ないから他の方法を考えて」と言っても、一年後検診に来た際もまた車で来て、さらに「友人から勧められ免許更新をしようと思っている」と話す。交通の便が悪く自家用車を使わざるを得なかったのかと思うと、このようなケースの場合の相談先を示してもらえたら高齢の患者さんに紹介できる。被害者支援とは別だが、御見解をいただければと思う。</p> |
| 運転免許センター    | <p>高齢者の運転に関する相談は運転免許センターで受け付けている。70歳以上の方には免許更新の際、高齢者講習を受講してもらい、75歳以上の方には認知機能検査を受講してもらっている。検査の結果、認知症のおそれがあると判断された場合は、かかりつけ医等に認知症の診断をしてもらっている。その前段階で相談を受けた場合、免許証を自主的に返納するよう勧めているが、なかなか進まないのが現状である。</p>                                                             |
| 寺田委員        | <p>検査の結果に関わらず、事故を未然に防ぐために運転しないほうが不幸も起きないと思う。他のトランスポートの方法やサービスがあれば免許を手放してくれると思うが、そのような情報も運転免許センターに聞いてもらえばいいのか。それとも他に行政的なサポートがあるのか。</p>                                                                                                                            |
| 運転免許センター    | <p>各警察署に高齢者安全・安心アドバイザーがおり、高齢者宅を訪問している。公共交通機関の案内のほか、免許証を自主返納された方や失効してしまった方については、運転経歴証明書を発行しており、タクシーやバスで提示すると割引で乗車できる。また、地域包括支援センターと連携して、各自治体の公共交通サービス等を進めている。</p>                                                                                                 |
| 寺田委員        | <p>案内するときの最善のアドバイスとしては、サービスやサポートに関して最寄りの交番に相談するよう伝えたらいいのか。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 生活環境部<br>参事 | <p>免許センターから話があったように、バスやタクシーに運転経歴証明書を提示し乗車していただくと割引が受けられるサービスもあるので、例えば先生から患者さんにそういうサービスがあるというのを教示していただければと思う。また警察と地域包括支援センターでタイアップの取組も行っている。さらに一番身近なところでは交番で相談を受け付けており、警察が不在でも相談員がいるため、相談していただきたい。</p>                                                            |
| 寺田委員        | <p>医療従事者は高齢者と関わる機会が多いため、そのような情報を病院に置いてもらっても良いと思う。現場にいると高齢化がすごい勢いで進んでいるのを感じるため、そういった面も考慮していただければよりよい支援につながると思う。</p>                                                                                                                                               |

|      |                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 齋藤会長 | 交通死亡事故の遺族に対し、自助グループに対する支援を行っているという説明があったが、その点について藤村委員から何か御意見等があれば伺いたい。                             |
| 藤村委員 | 交通事故の被害に遭われた方への支援は大事であり、私の姉が交通事故の被害に遭ったときも被害者支援の方にたくさんの援助をしていただき、大変支えになった。このような援助を継続的に続けてもらいたいと思う。 |
| 齋藤会長 | 他に何か欲しい支援があれば教えて欲しい。                                                                               |
| 藤村委員 | 心の内を打ち明けることが友人にもなかなかできなかったため、自分の思いを聞いていただくのが一番の支えになった。相談する場所があることが一番心強いと思う。                        |

## (2) 令和6年度支援事業について

令和6年度犯罪被害者支援事業について、資料に基づき説明。(略)

|       |                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田委員  | あきた性暴力被害者サポートセンターの相談件数について、数年前に一人の方が50件近く相談してきたことがあったかと思うが、相談者151件というのは延べの相談者数ということになるのか。 |
| 県民生活課 | 相談件数178件のうち、102件が同一の方からの相談となっている。相談者は延べ人数である。                                             |
| 寺田委員  | 延べ人数だと相談者数というよりは相談件数になる。実際の数字を被害者支援センターに確認した方が良いと思う。                                      |

## (3) その他

最後に、全体を通してこれまで実施した県の支援施策等についての意見等を伺った。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤委員 | 秋田被害者支援センターにおけるここ3年間の取扱実績件数は、電話相談が令和3年は56件、令和4年は44件、令和5年は53件である。令和5年の相談内訳については、性的被害が4件、暴行・傷害が1件、ストーカー被害が1件、交通事故が7件、窃盗が1件、詐欺9件、その他30件となっている。その他については、犯罪被害に至らないような相談内容である。相談者の男女別については男性が32件、女性が21件となっており、同一者が相談している場合も含む。相談業務を通じて面接に至った案件は6件である。直接支援として、病院等への付き添いを7件、特別支援として医療費の補助を3件実施している。次に、当センターの活動の一つ |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

である、生命のメッセージ展について紹介する。生命のメッセージ展とは、犯罪、事故等により理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展である。等身大の人型パネル（メッセンジャー）の胸元には、本人の写真や家族の想いを貼り、足下には生きた証である生前履いていた靴を置き、生命の大切さを訴えている。メッセンジャーの活躍シーンは人権啓発、道德教育等多岐にわたり、全国を巡回している。秋田県では、本年は2回メッセンジャーを要請しており、1回目の借り上げ期間は終了したが、2回目は10月17日から11月8日までの期間で要請している。当センターとタイアップして是非イベントをやりたいという団体があれば、御連絡いただければ調整の上、一緒に企画して実施したいと思うので、御検討をお願いする。

山田委員

秋田市役所では市民相談センターが犯罪被害者支援の総合窓口となっている。様々な手続きが必要となった際には、当センターの窓口で一元化して手続きができるように努めているが、幸いなことに昨年度は御利用いただく場面はなかった。見舞金については、昨年度は実績がなかったが今年度は1件支給の事例があった。こういった場合も県警や県と連携しながら対応を進めているため、今後も御協力をお願いしたい。

齋藤会長

犯罪被害者に関する支援は、全国に先駆けて秋田県が取り組んだ事項であり、本日いろいろ説明していただいて、非常に広範囲に渡って御配慮いただいていると感じた。各委員からいただいた意見等については、事務局で検討して、今後の施策に反映していただきたい。

(以 上)

